

新しい観光商品づくり推進支援事業要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により旅行者は激減し、観光をとりまく環境は極めて厳しい状況にあります。このような中、旅行者の受入施設においてはコロナ禍における対策として、新しい生活様式に基づき業界毎にガイドラインを定め、安心安全な受入態勢を徹底し旅行者を迎え入れています。しかしながら、コロナ前の旅行形態に戻すことは不透明であると考えられ、マイクロツーリズム、ワーケーション等の新たな旅行形態及びオンラインツアーによる旅行喚起につなげる新たな取組みが行われております。

このようなことから、当連盟では、新たな取組みを推進するため、会員間の相互協力により進められる体制の中で新たに開発される観光商品に対し支援を行い、新しい観光商品づくりを推進します。なお、支援規模は予算の範囲内とします。

2 新しい観光商品について

新しい観光商品とは、コロナ禍の状況を踏まえた旅行商品、体験観光コンテンツ、観光・誘客イベント、地元素材を活用した食事メニュー、オンラインツアーなどであり、観光消費額を高めることを目的したものです。なお、受入態勢づくりに向けた取組みは除きます。

3 支援対象事業

- (1) 必須要件 下記の内容を全て満たすもの
 - ① 会員交流掲示板を通じ形成される事業であること
 - ② 具体的な誘客に実行性がある事業であること
 - ③ コロナ禍を踏まえた新たな事業であること
 - ④ 新たな観光商品と認められる事業であること
- (2) 任意要件 旅行商品については必須要件を満たし、かつ、県内泊を伴うものであり期間内に催行する事業であること
- (3) 期 間 令和5年3月25日まで商品化（発売）されるもの
- (4) そ の 他 ・同一申請者による同様なものと判断されたものは新しい観光商品として認めないもの
・申請者は事業に関わる団体・企業の中から代表として一団体・企業とするもの

4 支援対象者

(公社)宮城県観光連盟会員、(公社)宮城県観光連盟会員が推薦する団体・企業

5 支援内容

新しい観光商品の開発・実施に係る費用及び新しい観光商品づくりに向けた経費の一部を助成します。

- (1) 助成額は全体事業費の4分の3未満で、上限は10万円（但し、備品購入は上限2万円まで）
- (2) 助成対象科目は、旅費交通費、委託費、消耗費、謝金、広告宣伝費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、備品とします。また、支援対象期間までに催行されたモニターツアー等旅行商品は旅行催行に係る費用も助成対象とします。

6 申請等の手続き

(1) 申請書の提出

支援を受けようとする対象団体・企業等は、申請書（別紙様式1）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。

提出書類；事業計画書及び収支予算書（任意様式）

推薦書；(公社)宮城県観光連盟会員からの推薦書

※ 申請者が会員の場合は不要です。非会員は会員からの推薦書が必要になります。

(2) 支援の決定

会長は、申請書を受領後、その内容を審査し、適当と認めた場合は支援を決定するとともに、その旨を申請者に通知します。

(3) 事業の完了

申請者は事業終了後、報告書（別紙様式2）に必要事項を記入し、次の書類を添えて会長に提出してください。会長は内容を審査し、適当と認めた場合は、助成金の額の確定を通知します。申請者は確定通知を受け、会長あてに請求（任意様式）する。

提出書類；事業報告書及び収支決算書（任意様式）

助成額を財源にした支出に伴う証拠書類

観光商品一式